

錦江町農業委員会 4月総会議事録

○ 開催日時 平成29年4月25日(火) 午後4時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	5番	平原 栄
〃	4番	水流 豊美
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第 1号 農地法第3条許可申請について

議案第 2号 農地法第5条許可申請について

議案第 3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利
用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第 4号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について

議案第 5号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業
委員会の意思決定について

議 長	<p>只今より平成29年4月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に13番 徳永委員と14番 貫見委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第1号について説明いたします。</p> <p>受付番号1号の譲渡人はM・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字村ノ前7100番1、地目は畑、地積は1,438㎡となっています。</p> <p>譲受人はI・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>Iさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地9,108㎡で、加工用大根、生産牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター2台、モア1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、受付番号1号について、私の方から報告いたします。
1 番 宿利原委員	I・Kさんは今さっきもありましたが、加工用大根と牛を養っております。この物件は、牧原の公民館よりちょっと先に行って、それからずっと下の方に行って、一番谷底にある畑で、誰も欲しがらない畑で、もうどうか〇万円でも、いくらでもいいからと言って買って欲しくないかということで、草を作っていたんですが、もう〇〇万円だったら買うということでありましたので、I・Kさんは錦江町に対する全ての要件はクリアしていますので、何ら問題は無いかと思います。
議 長	ただいま、調査報告をしましたが、質疑はありませんか。
19番 鈴 委員	全部で〇〇万円ということですね。
1 番 宿利原委員	全部で〇〇万円ということです。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第1号を採決します。 お諮りします。 議案第1号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第2号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第2号について説明いたします。</p> <p>受付番号1号については、一般住宅建設のための転用申請となっています。</p> <p>申請人はK・SさんとK・Tさんの連名による申請となっています。</p> <p>申請地は田代麓字駄床3543番、地目は畑、地積は572㎡となっています。</p> <p>7頁から14頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、12番 鍋委員です。</p> <p>次の受付2号についても、一般住宅建設のための転用申請となっています。</p> <p>申請人はN・SさんとT・Kさんの連名による申請となっています。</p> <p>申請地は城元字大田中1098番3、地目は田、地積は246㎡となっています。</p> <p>15頁から17頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、8番 寺田委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号1号について、12番 鍋委員お願いいたします。</p>
12番 鍋 委員	<p>はい。説明をいたします。</p> <p>去る4月の12日午後1時30分より、事務局3名と私の4名で現地調査をいたしました。場所は8頁の添付図面にもありますように、田代中央運動場入口より大根占方面へ約100m後戻ったところです。麓地区ふれあい広場の隣接地になります。ご覧のように、この辺は昔からの住宅地区であり、今回の土地は元々菜園畑として利用されていたもので、転用に対し特別問題は無いと思っておりましたが、一つだけ問題が発生いたしました。それは住宅建築予定のKさんが非農家ということでした。非農家の方の許可面積は500㎡までとなっている所を、72㎡オーバーしているということです。しかしながら、図面を見てお分かり頂</p>

	<p>けるように、地形の悪い部分も買い取って欲しいとの要望や、図面では分かりませんが、道路より2m近く高くなっておりことや、ツバキ科の壁木が道路沿いの境界を囲っておいたり、有効活用面積ないし利用面積が減少するなどのマイナス面も多々あるのが現状でした。ですが、許可要件でも条件次第では概ね1割程度のオーバーは今までも認められておることなどが実際のお様子です。今回の案件については、現地検討の結果、諸事情も考慮すると許可の範囲内で問題は無いと審議をいたしました。皆様方のご協議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号2号について、8番 寺田委員お願ひいたします。</p>
8番 寺田委員	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>12日の9時から事務局2人と鳥越委員、私とで現地調査に行つて参りました。このTさんはT県在住の方であるんですけども、頻りにこっちに帰つて来られるということで、こっちに帰つて来られた時の寝泊りのために申請されたものでございます。ここは16頁の添付してある地図を見てもらうと分かるんですけども、大根占郵便局から約300mぐらい根占の方に向つた所でございます。ここはそういう関係で第3種でありまして、それとここは土地計画用途指定区域になっておりまして、何ら問題は無いのかなあと思ひます。5条申請を審議するに当り障害になるものは無いと考へますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
2番 基委員	<p>事務局に。この一般住宅のこれは500㎡以下となるんですか。それ以上になると住宅の許可の申請も。</p>
事務局	<p>一般住宅の場合は基準面積は500㎡で、農家住宅の場合は1,000㎡となります。そして、今度建設しようとするK君は農家では無いので、基準で言う500㎡となります。ただ500㎡と言っても概ねということで、1割増しは普通に認めましよう。ただ今度の場合は572㎡ということでオーバーするんですが、宅地として使用できない部分等も考慮すると500㎡の面積に収まるんじゃないかという判断をしたところなんです。</p> <p>8頁の写真の所を見て頂きますと、三角の所が宅地として使用できない所で、ただそこを一部残してもKさんも利用はされないでしょうし。最初は分筆も考へ</p>

	<p>たんですが、ただ分筆した時に、2・30㎡畑を残して、それを今度は有効利用されるのかということもありまして。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第2号を採決します。 お諮りします。 議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第2号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は18筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 それでは、議案第3号のうち、受付番号1号から9号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局

それでは議案第3号のうち、受付番号1号から9号までを説明いたします。

先ず、受付番号1号の貸し人はO・Hさん、T都在住の方です。

申請地は馬場字古川169番1、地目は田、地積は1,669㎡となっています。

貸付期間は平成29年4月26日から平成33年12月14日までで、小作料金は30,000円となっています。

一方、借り人は、M・Mさん、O自治会在住の方です。

M・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、雇用が6人で50日、自作地9,340㎡、小作地10,564㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、管理機5台、トラクター・田植機・トラック各1台となっています。

この件の担当調査員は5番 平原委員です。

次の受付番号2号の貸し人はN・Iさん、I自治会在住の方です。

申請地は田代川原字川前4,090番5、地目は田、地積は3,439㎡となっています。

貸付期間は平成29年4月26日から平成32年12月14日までで、小作料金は15,000円となっています。

一方、借り人は、O・Kさん、S自治会在住の方です。

O・Kさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、雇用が2人で300日、自作地10,108㎡、小作地14,170㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、掘り取り機1台となっています。

この件の担当調査員は11番 元丸委員です。

次の、受付番号3号の貸し人はM・Mさん、N自治会在住の方です。

申請地は田代麓字中村上原5598番、地目は畑、地積は2,091㎡となっています。

貸付期間は平成29年4月26日から平成33年12月14日までで、小作料金は20,000円となっています。

一方、借り人は、M・Sさん、N自治会在住の方です。

M・Sさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地21,988㎡、小作地52,153㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック各3台、ロールベイラー・テッダー各1台となっています。

この件の担当調査員は12番 鍋委員です。

次の受付番号4号から7号までの貸し人はU・Nさん、鹿屋市在住の方です。

申請地は4号が神川字井手ノ河3030番1、地目は田、地積は218㎡、5号が神川字井手ノ河3030番2、地目は田、地積は134㎡、6号が神川字井手ノ河3030番3、地目は田、地積は453㎡、7号が神川字井手ノ河3030番4、地目は田、地積は640㎡で、4筆の合計は1,445㎡となっています。

貸付期間は平成29年4月26日から平成30年4月25日までで、小作料金は全部で米(粳)で6俵となっています。

一方、借り人は、M・Mさん、K自治会在住の方です。

M・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地11,593㎡、小作地1,889㎡で、水稻、人参を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、田植機、軽トラック、ハーベスター各1台となっています。

次の受付番号8号の貸し人はU・Nさん、K市在住の方です。

申請地は神川字琵琶ノ崎5,214番1、地目は畑、地積は4,550㎡となっています。

貸付期間は平成29年4月26日から平成29年12月14日までで、小作料金は30,000円となっています。

一方、借り人は、O・Nさん、K市在住の方です。

O・Nさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、雇用が10人、小作地50,157㎡で、しきみを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、動噴、軽トラック各2台、モア1台となっています。

次の受付番号9号の貸し人はM・Kさん、O府在住の方です。

申請地は神川字木場下2898番、地目は田、地積は614㎡となっています。

貸付期間は平成29年4月26日から平成34年12月14日までで、小作料金は6,000円となっています。

一方、借り人は、H・Mさん、K自治会在住の方です。

H・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地3,254㎡、小作地3,224㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック各1台となっています。

受付番号4号から9号までの担当調査員は13番 徳永委員です。

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号1号について、5番 平原委員お願いします。</p>
5 番 平原委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>この場所はK自治会の下の方にありまして、排水が悪く、今までも何人か作っていたんですが、もう2・3年したら返すというような状況でした。いま未だ草山でして、今度、M君が作るということで今後は綺麗になると思います。隣近所からも苦情が来ておりました。M君については認定農業者でもありますし、何ら問題無いかと思えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号2号について、11番 元丸委員お願いします。</p>
11番 元丸委員	<p>はい。この場所は花瀬川発電所の直ぐ近くであります。また、この物件は昨年の12月に、以前契約しておりましたYさんと5年契約した訳ですが、その後、貸し人のNさんが自分で甘藷を植えるということで、一旦解約した所あります。今回また新たに、このOさんと契約したいということで、Nさんの家に確認に行ったところ、Oさんから頼まれたということでした。現地にも行って見ましたが、綺麗に整備されて甘藷が面積の3分の1ぐらい植えてありました。私はこのOさんという方は良くは知らないんですが、現地を見た場合、これでいいんじゃないかと判断しました。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号3号について、12番 鍋委員お願いします。</p>
12番 鍋 委員	<p>はい。説明をいたします。先ず場所ですが、田代麓の交差点から県道68号線を花瀬方面へ150mぐらい進みますと、左手の一段高くなった場所に、田代の中学校があります。この中学校の隣接地が中村上原という南部開発の造成団地になっておりまして、この団地の一角にあります。借り主のM・S君ですが、元JAの畜産技術員だったM・Kさん70歳の1人息子さんで、農大の畜産科を卒業後直ぐ就農されまして、6年目となる後継者の方です。最近家族内で経営移譲の話もされ始めているとのことでした。そこで、今回より息子さんとの利用権設定の手続きを取りました。経営の柱は畜産でして、現在35頭の親牛を飼われており、一生懸命取り組み頑張っておられます。錦江町の定める要件は十分にクリア</p>

	<p>されておられまして、何ら問題は無いと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号4号から9号までについて、13番 徳永委員申し上げます。</p>
13番 徳永委員	<p>はい。先ず4号から7号までの話を致します。4筆に分かれています、実際は1筆の場所です。この地主さんが亡くなられたものですから、Mさんと前の地主さんと直交渉で作っていた田んぼですけれども、相続人がとりあえず決まるまで、相続人の代表として、U・NさんがMさんと契約するという内容での話です。その意味で貸付期間1年間と言う内容で、Uさんと交渉して成立したものです。小作料金は、前の地主さんとの契約内容をそのまま適用するという内容で話しております。Mさんは、人参、水稻、それからシキミ等を広く栽培されておられまして、管理もしっかりされておりますから問題は無いと思っております。</p> <p>8番の物件もU・Nさんになっておりますが、地権者が亡くなられたということで、その前の地権者との契約期間が今年の12月14日までとなっておりますので、Oさんと話をしまして、合意解約の上、前の契約の残り期間、今年年末までの分をUさんと契約するという内容であります。Oさんはご存じのとおりシキミを錦江町内、田代を含めて幅広く栽培されている方ですので、問題は無いと思います。</p> <p>9番の場所は、約2年間遊休農地であった田んぼです。交渉の末やっこの地権者の方から耕作のOKが出ましたので、H・Mさんと5年契約でしております。Hさんの方は、有機農業で露地野菜を作っておられる方です。あちこち田んぼ、畑、持っておられますが、管理もしっかりされておられますので問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
12番 鍋 委員	<p>この2番のN・Iさんの件なんですが、別にここに出ているから問題は無いと思うんですが、私が担当している区域の所で、闇で借りていらっしゃったりということもあるもんですから、今後については、自分のものは貸して人のものを借りてという問題もあったような気もするもんですから、気を付けてもらいたいと思います。</p>
事務局	<p>Oさんがですか。</p>

12番 鍋 委員	いや。Nさんが。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号のうち、受付番号1号から9号までを採決します。 お諮りします。</p> <p>議案第3号のうち、受付番号1号から9号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号のうち、受付番号1号から9号までについては、 原案のとおり決定しました。</p>
議 長	次に、議案第3号のうち、受付番号10号から18号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは議案第3号のうち、受付番号10号から18号までを説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号10号、11号の貸し人はM・Kさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は10号が田代川原字大迫ノ上5763番5、地目は田、地積は618㎡、11号が田代川原字大迫ノ上5763番7、地目は田、地積は458㎡で、2筆の合計は1,076㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年4月26日から平成33年12月14日までで、小作料金は全部で5,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、S・Hさん、S自治会在住の方です。</p> <p>S・Hさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者4名、自作地13,410㎡、小作地80,707㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン、田植機、芋掘り機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は14番 貫見委員です。</p>

次の受付番号12号、13号の貸し人はN・Sさん、K自治会在住の方です。
申請地は12号が神川字入料2255番、地目は田、地積は1,482㎡、13号が神川字入料2256番、地目は田、地積は448㎡で、2筆の合計は1,930㎡となっています。

貸付期間は平成29年4月26日から平成32年12月14日までで、小作料金は全部で米(30kg)で2俵となっています。

一方、借り人は、F・Mさん、K自治会在住の方です。

F・Mさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者3名、自作地15,116㎡、小作地39,134㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は350日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック各2台、コンバイン、ショベル、ハーベスター各1台となっています。

この件の担当調査員は16番 山中委員です。

次の受付番号14号の貸し人はU・Kさん、K市在住の方です。

申請地は田代麓字塩井川1870番、地目は田、地積は943㎡となっています。

貸付期間は平成29年4月26日から平成34年12月14日までで、小作料金は4,000円となっています。

一方、借り人は、受付番号2号と同じO・Kさんです。

次の、受付番号15号、16号の貸し人はT・Tさん、H自治会在住の方です。

申請地は15号が田代麓字塩井川1872番2、地目は畑、地積は2,196㎡、16号が田代麓字塩井川1872番5、地目は畑、地積は453㎡で、2筆の合計は2,649㎡となっています。

貸付期間は平成29年4月26日から平成39年12月14日までで、小作料金は、15号が10,000円、16号が2,000円となっています。

一方、借り人は、受付番号2号と同じO・Kさんです。

次の受付番号17号、18号の貸し人はT・Sさん、H自治会在住の方です。

申請地は17号が田代麓字塩井川1862番、地目は田、地積は1,772㎡、18号が田代麓字塩井川1863番、地目は田、地積は835㎡で、2筆の合計は2,607㎡となっています。

貸付期間は平成29年4月26日から平成39年12月14日までで、小作料金は、17号が8,000円、18号が3,500円となっています。

一方、借り人は、受付番号2号と同じO・Kさんです。

受付番号14号から18号までの担当調査員は、18番 樋渡委員です。

以上です。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号10号、11号について、14番 貫見委員お願いします。</p>
14番 貫見委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>この土地は耕作者を探していたところ、隣接地にS・Hさんが甘藷を作っていたらっしゃいまして、相談したところ快く引き受けて下さったところでございます。錦江町が定める要件は全てクリアしていると思われまますので、何ら問題は無いかと思ひます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号12号、13号について、16番 山中委員お願いします。</p>
16番 山中委員	<p>はい。この土地は旧の神川橋の手前から右へ、松下建設の方へ行きまして、上の方に行きまして、墓の隣でございます。借り手はF・Mさん、Kで生産牛を44頭の規模で頑張っているらしいです。畑もどの区画も整備されておりますので問題は無いかと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号14号から18号までについて、18番 樋渡委員お願いします。</p>
18番 樋渡委員	<p>はい。14号のU・Kさんの圃場ですが、これはUさんの親戚の方が耕作されていたんですが、もう作れなくなったということで、O・Kさんはさっきから話が上がっているんですが、この方は14・16のT・Tさん、17・18のT・Sさんの近くの圃場も今まで耕作されております。それを見て、Tさん、Tさん、Uさんも、この人なら良いんじゃないかということで、利用権設定を組まれました。Oさんは圃場も良く管理されております。それと作物も、今までの方からすると良い作物を作られて、収入のあるような作り方をされております。何ら問題は無いかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号のうち、受付番号10号から18号までを採決します。お諮りします。</p> <p>議案第3号のうち、受付番号10号から18号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第3号のうち、受付番号10号から18号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外)についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第4号について説明します。</p> <p>今回は除外の申請ですが、申請者は、K(株)さんです。</p> <p>申請地は神川字中尾6359番25、地目は畑、地籍は2,668㎡のうち2,25㎡となっています。</p> <p>この申請は、携帯電話無線基地局設置のため農用地区域からの除外申請となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 牧原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を10番 牧原委員お願いします。</p>
10番 牧原委員	<p>はい。報告します。</p> <p>資料の23頁から説明と地図が載せてあります。除外申請ということで、畑の中の入り口の直ぐ近くに1.5m程の四角いところに電柱を建てるということで、申請面積が2,25㎡ということの申請なんです、電柱ということで場所もそんなに取らないと。畑の作業にもそう支障を来さないということで、問題は無いんじゃないだろうかということで、12日の日に会長と事務局と現地を調査いたしましたして、問題は無いんじゃないだろうかという結論に至りました。よろしくお願いたします。</p>

議 長	ただいま、担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第4号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第4号については、「止むを得ないと判断する」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第4号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外)については、「止むを得ないと判断する」という意見とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第5号について説明いたします。</p> <p>この下限面積の見直しに係る意思決定につきましては、毎年協議して頂いておりますが、農地法第3条第2項第5号によりますと、都道府県は50aとされていますが、かっこ書きに、農業委員会が、別段に面積を定めることができるとされていますので、錦江町全域について、下限面積の意思決定を行うものです。</p> <p>資料の方は30頁を見て頂きますと、合併後、平成20年から町内統一で30aということで、農地の取得等につきましては30aを適用しているところです。</p> <p>2015年の農業センサスのデータで見えますと、錦江町の全体の農家数というのが、自給的農家が423戸、販売農家が503戸、対象農家が合わせまして926戸あります。そして対象農家のうち30a未満の農地を持っていらっしゃる方を調べましたら440戸、47.5%ということで、5割に近い方が30a未満の経営の面積ということになっております。ですので、事務局からの提案としましては、現在まで30aという面積を、29年度につきましても適用させて頂きたいということで提案するものでございます。よろしく申し上げます。</p>

議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第5号を採決します。 お諮りします。 議案第5号は、下限面積を30aとすることにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、「議案第5号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について」は、下限面積を30aとすることに決定しました。
議 長	以上で、平成29年4月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

13 番

14 番

議事録調整者 窪 和人